

ピンクチラシの撲滅を図るために必要な措置を早急に求める件

売春組織であるデートクラブが売春の誘因を目的として配布・貼付するピンクチラシは、繁華街などに大量に撒かれて街の環境を大きく阻害してきたのみならず、周辺住宅地区にも広がりを見せていることから青少年への影響についても深く憂慮される状況となっています。

これに対し、地方自治体では、官民あげての回収作業の実施や警察によるいわゆる「まき屋」の摘発などにより、ピンクチラシの一扫を目指してきましたが、一向に減少する兆候がみられません。

ピンクチラシの撲滅には抜本的かつ効果的な対策が必要であり、特にピンクチラシに掲載されている電話の利用契約について、明らかに公序良俗に反する行為に使用されているという事実をもって、電気通信事業者が速やかに解除できるようにすることが最も有効な方策であろうと考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ピンクチラシの撲滅を図るとともに、電気通信事業の適正な運営をはかる目的を全うするためにも必要な措置を早急に講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 10 月 3 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
郵政大臣

様

仙台市議会議長 岡 征 男